

はんなん・C o ーベネフィット創出ネットワーク会員登録要領

1 目的

はんなん・C o ーベネフィット創出協議会（以下、「協議会」という）は、SDGs（持続可能な開発目標）の達成、持続可能なまちづくりに向けて、阪南市をフィールドに SDGs 活動を行い、多様な主体とのパートナーシップによる具体的プロジェクトを実施しようとする事業者及び団体、教育機関等を会員とする「はんなん・C o ーベネフィット創出ネットワーク（以下、「ネットワーク」という）」を構築しました。

ネットワーク会員が、阪南市を舞台として SDGs の達成に向けて取り組む内容を紹介することで、市全体での SDGs の取組の見える化を図り、各ステークホルダーの主体的な行動や連携による SDGs の達成をめざす機運の醸成とさらなる取組の推進を図ることを目的としています。

2 対象

事業者、団体及び教育機関等

※団体は、原則、構成人数 2 人以上の団体とします。法人・任意団体は問いません。

3 会員のメリット

- (1) 阪南市のウェブサイトへ会員情報の掲載など、市の広報媒体を通じた取組の発信ができます。
- (2) SDGs イベント等やリーフレット等で取組紹介をします。
- (3) SDGs の活動に関する相談や取組推進に関する支援が得られます。
- (4) ネットワーク会員として、阪南市民へ SDGs に取り組む活動の PR ができます。
- (5) マッチングイベントなど、会員相互の交流や具体的な連携・協力を得られる機会を確保します。

4 登録要件

- (1) 阪南市内において SDGs の達成に向けて取り組む意欲があること。（既に取り組んでいる場合を含む。）
- (2) 暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連する団体等でないこと。
- (3) 法令又は公序良俗に反する活動をしないこと。
- (4) 阪南市及びネットワークの信用、品位、イメージを損なうおそれのある活動をしないこと。

5 登録の流れ

(1) 申込方法

- ① オンラインでお申込みの場合は、下記の申込フォーム（オンライン申請）よりお申込みください。

<https://ttzk.graffer.jp/city-hannan/smart-apply/apply-procedure/6032130215017859462>

- ② 郵送、FAX、窓口でお申込みの場合は、登録申込書に必要事項を記入の上、下記の提出先に提出ください。

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町 35 番地の 1

はんなん・Ｃｏ－ベネフィット創出協議会事務局

(阪南市未来創生まちの活力創造課)

電話：072-489-4510

FAX：072-473-3504

(2)登録

審査、承認の後、登録申込に基づいて会員に対し、会員登録証を交付します。

(3)取組の公表

「はんなん・Ｃｏ－ベネフィット創出ネットワーク会員登録申込書」の記載の内容について、阪南市ウェブサイト等で公表します。また、阪南市公式 SNS 等で紹介する場合があります。

※ネットワーク会員への登録により、大阪府「私の SDGs 宣言プロジェクト」へ参加ができます。大

阪府への参加にあたっては「私の SDGs 宣言プロジェクト」実施要領のご確認をお願いします。

(参考) 大阪府「私の SDGs 宣言プロジェクト」ウェブサイト

https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sdgs/sdgs_osaka_kensyo.html

(4)取組として不適切なもの

以下のいずれかに該当する場合には、公表を行わない場合や公表を取りやめる場合があります。

- ・SDGs の趣旨に合致していない内容が含まれるもの。
- ・第三者の権利（個人情報・著作権・肖像権）を侵害する内容が含まれるもの。
- ・法令や公序良俗に反するもの。
- ・政治的、宗教的な関連性や要素があるもの。
- ・登録者自身や登録者に関連するサービス・商品等を専ら紹介するなど、過度な営業活動と読み取られる又は読み取られる恐れのあるもの。
- ・その他、協議会が不適当と認めるもの。

6 問合せ先

はんなん・Ｃｏ－ベネフィット創出協議会事務局

(阪南市未来創生部まちの活力創造課)

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町 35 番地の 1

電話：072-489-4510

Mail：m-katsu@city.hannan.lg.jp